

令和元年 第2回定例会

埼玉中部資源循環組合議会会議録

令和元年 8月9日 開会・閉会

埼玉中部資源循環組合議会

令和元年第2回埼玉中部資源循環組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (8月9日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開会及び開議の宣告	6
議事日程の報告	6
議員の異動	6
仮議席の指定	7
議長の選挙	7
議長就任の挨拶	7
議席の指定	8
議員の自己紹介	8
会議録署名議員の指名	10
議会運営委員長の報告	10
会期の決定	11
副議長の選挙	11
副議長就任の挨拶	12
議会運営委員会委員の選任	12
諸般の報告	12
管理者行政報告	13
管理者提出議案の上程	13
管理者提出議案の提案理由説明	14
議案第6号の質疑、討論、採決	18
議案第7号の質疑、討論、採決	18
議案第8号の質疑、討論、採決	19
議案第9号の質疑、採決	19

監査委員就任の挨拶	20
一般質問	20
閉会中の継続審査の件	26
管理者挨拶	27
閉会の宣告	31

埼玉中部資源循環組合告示第2号

令和元年第2回埼玉中部資源循環組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月2日

埼玉中部資源循環組合
管理者 宮崎善雄

1 期 日 令和元年8月9日 午前10時

2 場 所 吉見町議会議場

3 附議事件

- 一 埼玉中部資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定
- 一 令和元年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算（第1号）
- 一 平成30年度埼玉中部資源循環組合一般会計歳入歳出決算
- 一 埼玉中部資源循環組合監査委員の選任（議員選出）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (2 2 名)

1 番	米	山	真	澄	議 員	2 番	福	田	武	彦	議 員	
3 番	堀	越	博	文	議 員	4 番	江	森	誠	一	議 員	
5 番	相	馬	正	人	議 員	6 番	岩	崎	隆	志	議 員	
7 番	瀬	上	邦	久	議 員	8 番	上	野		廣	議 員	
9 番	大	野	敏	行	議 員	1 0 番	佐	久	間	孝	光	議 員
1 1 番	高	橋	さ	ゆ	り	議 員	1 2 番	金	子	美	登	議 員
1 3 番	松	本	修	三	議 員	1 4 番	小	高	春	雄	議 員	
1 5 番	爲	水	順	二	議 員	1 6 番	戸	谷	照	喜	議 員	
1 7 番	宮	崎	雄	一	議 員	1 8 番	小	宮		榮	議 員	
1 9 番	前	田		栄	議 員	2 0 番	岩	田	鑑	郎	議 員	
2 1 番	百	瀬	浩	子	議 員	2 2 番	田	中	秀	雄	議 員	

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和元年第2回埼玉中部資源循環組合議会定例会

令和元年8月9日（金）

議 事 日 程

- 第 1 開 会
- 第 2 開 議
- 第 3 仮議席の指定
- 第 4 埼玉中部資源循環組合議長の選挙
- 第 5 議席の指定
- 第 6 会議録署名議員の指名
- 第 7 議会運営委員長の報告
- 第 8 会期の決定
- 第 9 埼玉中部資源循環組合副議長の選挙
- 第10 議会運営委員会委員の選任
- 第11 諸般の報告
- 第12 管理者行政報告
- 第13 管理者提出議案の上程
- 第14 管理者提出議案の提案理由説明
 - 議案第 6号 埼玉中部資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を
改正する条例制定について
 - 議案第 7号 令和元年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算（第1号）について
 - 議案第 8号 平成30年度埼玉中部資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第 9号 埼玉中部資源循環組合監査委員（議員選出）の選任について
- 第15 管理者提出議案に対する質疑
- 第16 管理者提出議案に対する討論・採決
- 第17 一般質問
- 第18 閉会中の継続審査
- 第19 管理者挨拶
- 第20 閉 議
- 第21 閉 会

○出席議員（22名）

1番	米山真澄	議員	2番	福田武彦	議員
3番	堀越博文	議員	4番	江森誠一	議員
5番	相馬正人	議員	6番	岩崎隆志	議員
7番	瀬上邦久	議員	8番	上野廣	議員
9番	大野敏行	議員	10番	佐久間孝光	議員
11番	高橋さゆり	議員	12番	金子美登	議員
13番	松本修三	議員	14番	小高春雄	議員
15番	爲水順二	議員	16番	戸谷照喜	議員
17番	宮崎雄一	議員	18番	小宮榮	議員
19番	前田栄	議員	20番	岩田鑑郎	議員
21番	百瀬浩子	議員	22番	田中秀雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	吉見町長	宮崎善雄	君
副管理者	東松山市長	森田光一	君
副管理者	桶川市長	小野克典	君
副管理者	滑川町長	吉田昇	君
副管理者	嵐山町長	岩澤勝	君
副管理者	小川町長	松本恒夫	君
副管理者	川島町長	飯島和夫	君
副管理者	ときがわ町長	渡邊一美	君
副管理者	東秩父村長	足立理助	君
監査委員		加藤正雄	君
会計管理者		栗林一之	君
事務局長		藤倉聡	君
総務課長		野口誠一	君
施設課長		新井亮祐	君

○職務のため出席した事務局職員

書記長	長田茂雄
-----	------

書

記

北 原 崇 行

○長田茂雄書記長 皆さん、おはようございます。私は書記長の長田です。よろしくお願いします。

議員の皆様におかれましては、ご健勝にて令和元年第2回定例会に出席をいただき、ありがとうございます。

小林議長並びに坂本副議長が、平成31年4月30日、構成市町村議員の任期が満了したことにより組合議員でなくなったことから、現在、議長、副議長が不在となっております。

地方自治法第107条の規定により、議長が選出されるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職を行うこととなっております。

出席議員の中で、戸谷照喜議員が年長の議員でありますので、戸谷照喜議員には議長席にご着席願います。

〔臨時議長、議長席に着く〕

○戸谷照喜臨時議長 ただいまご紹介いただきました戸谷照喜でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行います。議長が決まるまでの間、よろしく願い申し上げます。

本日の出席議員は22名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○戸谷照喜臨時議長 ただいまから令和元年第2回埼玉中部資源循環組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○戸谷照喜臨時議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりでございます。

◎議員の異動

○戸谷照喜臨時議長 次に、組合議員に異動がありましたので、ご報告いたします。

桶川市の加藤ただし議員より辞職願が提出され、桶川市定例会におきまして、相馬正人議員が選出されました。また、東秩父村の渡邊均議員、松澤公一議員より辞職願が提出されましたので、東秩父村臨時会におきまして、百瀬浩子議員、田中秀雄議員が選出されました。

次に、任期満了に伴う東松山市議会議員一般選挙後の定例会におきまして、米山真澄議員、福田武彦議員、堀越博文議員が選出されました。任期満了に伴う滑川町議会議員一般選挙後の臨時会におきまして、瀬上邦久議員、上野廣議員が選出されました。また、任期満了に伴う川島町の議会議員一般選挙後の臨時会におきまして、小高春雄議員、爲水順二議員が選出されました。そして、任期満了に伴う吉見町議会議員一般選挙後の臨時会におきまして、戸谷照喜議員、宮崎雄一議員、小

宮榮議員が選出されました。

◎仮議席の指定

○戸谷照喜臨時議長 これより仮議席を指定いたします。

新たに組合議員に当選された方、変更のある方の仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎議長の選挙

○戸谷照喜臨時議長 これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○戸谷照喜臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長にて指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○戸谷照喜臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に小宮榮議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました小宮榮議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○戸谷照喜臨時議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小宮榮議員が議長に当選されました。

議長に当選されました小宮榮議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任の挨拶

○戸谷照喜臨時議長 それでは、議長に当選されました小宮榮議員に就任のご挨拶をお願いいたします。

〔18番 小宮 榮議員登壇〕

○小宮 榮議長 一言ご挨拶を申し上げます。

このたび埼玉中部資源循環組合議会議長の選任をいただき、まことにありがとうございます。

私自身、2度目の組合議会議長就任でございますが、与えられた重責をしっかりと果たしていく所存でございますので、議員各位のご支援、ご協力を心からお願い申し上げて、挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○戸谷照喜臨時議長 以上をもちまして議長の選挙を終了いたします。議員各位のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

ここで、議長を交代いたします。小宮議長、議長席にご着席願ひます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

〔臨時議長、議長と交代〕

○小宮 榮議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議席の指定

○小宮 榮議長 新たに組合議員に当選された方の議席は、会議規則第4条第2項の規定により議長において指名いたします。また、議席を変更する必要があるため、会議規則第4条第3項の規定により議席の変更を行います。

お諮りいたします。議席を変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 異議がないようなので、議席を変更いたします。

議席は、仮議席を本議席に指定いたします。

◎議員の自己紹介

○小宮 榮議長 ここで、新たに組合議員になられました議員に自己紹介をお願いいたします。登壇にてお願いいたします。

1番、米山真澄議員。

〔1番 米山真澄議員登壇〕

○1番 米山真澄議員 皆さん、おはようございます。東松山から来ております米山真澄です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小宮 榮議長 2番、福田武彦議員。

〔2番 福田武彦議員登壇〕

○2番 福田武彦議員 おはようございます。議席番号2番、福田武彦です。東松山から来ておりま

す。よろしくお願ひします。

○小宮 榮議長 3番、堀越博文議員。

[3番 堀越博文議員登壇]

○3番 堀越博文議員 おはようございます。3番、東松山市の堀越博文でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○小宮 榮議長 5番、相馬正人議員。

[5番 相馬正人議員登壇]

○5番 相馬正人議員 おはようございます。加藤ただし議員にかわりまして桶川市より参りました相馬正人と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小宮 榮議長 7番、瀬上邦久議員。

[7番 瀬上邦久議員登壇]

○7番 瀬上邦久議員 皆さん、おはようございます。7番、滑川町選出の瀬上邦久と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小宮 榮議長 8番、上野廣議員。

[8番 上野 廣議員登壇]

○8番 上野 廣議員 皆さん、おはようございます。滑川町の上野廣です。よろしくお願ひします。

○小宮 榮議長 14番、小高春雄議員。

[14番 小高春雄議員登壇]

○14番 小高春雄議員 おはようございます。川島町から選出されました小高春雄でございます。よろしくどうぞお願ひ申し上げます。

○小宮 榮議長 15番、爲水順二議員。

[15番 爲水順二議員登壇]

○15番 爲水順二議員 おはようございます。同じく川島町の爲水順二です。よろしくお願ひいたします。

○小宮 榮議長 16番、戸谷照喜議員。

[16番 戸谷照喜議員登壇]

○16番 戸谷照喜議員 吉見町の戸谷照喜でございます。よろしくお願ひします。

○小宮 榮議長 17番、宮崎雄一議員。

[17番 宮崎雄一議員登壇]

○17番 宮崎雄一議員 皆さん、おはようございます。吉見町の宮崎雄一と申します。よろしくお願ひいたします。

○小宮 榮議長 21番、百瀬浩子議員。

[21番 百瀬浩子議員登壇]

○21番 百瀬浩子議員 おはようございます。21番、百瀬浩子と申します。東秩父村から参りました。よろしくお願ひいたします。

○小宮 榮議長 22番、田中秀雄議員。

[22番 田中秀雄議員登壇]

○22番 田中秀雄議員 おはようございます。22番、東秩父から参りました田中秀雄と申します。よろしくお願ひいたします。

○小宮 榮議長 ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○小宮 榮議長 次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。

20番、岩田鑑郎議員、21番、百瀬浩子議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

○小宮 榮議長 次に、議会運営委員長の報告を佐久間孝光委員長にお願ひいたします。

10番、佐久間孝光委員長。

[佐久間孝光議会運営委員長登壇]

○佐久間孝光議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、議事日程第7、議会運営委員長の報告をさせていただきます。

去る7月31日午前10時から吉見町福社会館におきまして、本日の議事日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。

第8、会期につきましては、本日1日限りといたします。

第9は、埼玉中部資源循環組合副議長の選挙。

第10は、議会運営委員会委員の選任。

第11は、諸般の報告。

第12は、管理者行政報告。

第13は、管理者提出議案の上程。

第14は、管理者提出議案の提案理由説明。

第15は、管理者提出議案に対する質疑。

第16は、管理者提出議案に対する討論・採決。

第17は、一般質問。

第18は、閉会中の継続審査でございます。特定事件について閉会中に継続審査を行いたい旨を議長に申し出ました。

日程については以上です。

簡単でございますが、議会運営委員長の報告とさせていただきます。

○小宮 榮議長 ご苦労さまでした。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、日程につきましては、この順序に従い議事を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、この順序に従いまして議事を進めてまいります。

◎会期の決定

○小宮 榮議長 次に、日程第8、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、佐久間委員長の報告どおり、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔何事か言う人あり〕

○小宮 榮議長 戸谷議員。

○16番 戸谷照喜議員 1日では、今の現下の重大な問題を抱えているこの資源循環組合の問題を解決する手立てはありませんので、最低、あと1日設定していただきたいと思います。

○小宮 榮議長 意見としてお聞きします。これは、議会運営委員会という会がありますので、そこで決定したことなので、議会運営委員会のほうへ報告いたします。

これについて1日でいいと思う人は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○小宮 榮議長 起立多数です。

よって、今回定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎副議長の選挙

○小宮 榮議長 次に、日程第9、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に福田武彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました福田武彦議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、福田武彦議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました福田議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎副議長就任の挨拶

○小宮 榮議長 それでは、副議長に当選されました福田議員に就任のご挨拶をお願いいたします。

〔2番 福田武彦議員登壇〕

○福田武彦副議長 このたびは、皆様のご指名、ご同意を賜り副議長に就任をさせていただき、厚く御礼を申し上げます。

この上は、副議長として議長を補佐し、議会が円滑に運営されますよう責務を全うしてまいります。議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小宮 榮議長 ありがとうございます。

以上をもちまして副議長の選挙を終了いたします。

◎議会運営委員会委員の選任

○小宮 榮議長 次に、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長により指名いたします。

議会運営委員会委員に、3番、堀越博文議員、8番、上野廣議員、15番、爲水順二議員、17番、宮崎雄一議員、以上4名を指名いたします。

◎諸般の報告

○小宮 榮議長 次に、日程第11、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から平成30年12月分から令和元年5月分までの例月出納検査の報告がありまし

たので、お手元に配付しておきました。ご了承願います。

次に、今回の定例会に説明員並びに説明委任者として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎管理者行政報告

○小宮 榮議長 次に、管理者から挨拶並びに行政報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

宮崎善雄管理者。

〔宮崎善雄管理者登壇〕

○宮崎善雄管理者 皆さん、おはようございます。

本日、令和元年第2回埼玉中部資源循環組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましてはご健勝にてご参集を賜り会議が開催できますことに心から厚くお礼を申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、平成31年1月から令和元年6月までの主な事務事業についてご報告申し上げます。

総務関係では、幹事会を毎月開催するとともに、副市町村長会議を5回、正副管理者会議を1回開催し、事業の調整を図っております。また、例月出納検査を毎月実施し、6月には平成30年度決算審査を実施いたしました。

裁判関係では、4月24日付で新たにさいたま地方裁判所に行政文書非公開処分取り消し請求事件の訴状が提出され、7月3日に口頭弁論が行われました。また、従来からの訴訟については、現在も継続中となっております。

施設関係では、3月26日に吉見町において建設予定地の都市計画変更決定が告示されました。同日、環境影響評価等の公告、縦覧も行われております。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

◎管理者提出議案の上程

○小宮 榮議長 次に、管理者から議案等の提出がありましたので、報告いたします。

議案等につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

お諮りいたします。定例会に管理者から提出された議案第6号から議案第9号までを一括議題として上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

◎管理者提出議案の提案理由説明

○小宮 榮議長 提出者の提案理由の説明を求めます。

宮崎善雄管理者。

〔宮崎善雄管理者登壇〕

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

今定例会に提案いたしました議案は、条例の一部改正 1 件、補正予算 1 件、平成30年度決算 1 件、監査委員の選任が 1 件の計 4 件でございます。

議案第 6 号は、埼玉中部資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について、人事院規則の一部改正に鑑み、時間外勤務命令に関する規定の整備を行うため、この案を提出するものです。

議案第 7 号は、令和元年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算（第 1 号）についてです。歳入歳出にそれぞれ 1,089 万 9,000 円を追加し、予算の総額を 7 億 8,189 万 9,000 円といたしたいとするものです。

議案第 8 号は、平成30年度埼玉中部資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定についてです。歳入決算額は 5 億 4,181 万 6,033 円、歳出決算額は 5 億 2,591 万 6,911 円となっております。

議案第 9 号は、埼玉中部資源循環組合監査委員の選任の件についてです。監査委員、江森誠一氏が令和元年 8 月 1 日をもって辞職したため、後任として上野廣氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

以上が提案いたしました議案でございます。慎重審議の上、いずれも原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○小宮 榮議長 説明は終わりました。

これより議案に対する細部の説明を求めます。

初めに、議案第 6 号から議案第 7 号について、藤倉聡事務局長。

〔藤倉 聡事務局長登壇〕

○藤倉 聡事務局長 議案第 6 号及び議案第 7 号につきまして説明申し上げます。

議案第 6 号は、埼玉中部資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。

議案書の 3 ページをお願いいたします。3 行目から申し上げます。埼玉中部資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成27年埼玉中部資源循環組合条例第16号）、これの一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

第 3 項、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に

関し必要な事項は、組合規則で定める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

5ページをお願いいたします。ここでは主に組合規則への委任事項を記述しております。(1)では、時間外勤務命令の上限時間を定めております。また、(2)は時間外勤務命令の上限の特例を、(3)では時間外勤務縮減に向けた対策の実施について規定しております。

なお、6ページには新旧対照表、7ページ以降は関係規則の条文及びそれに係る新旧対照表を添付いたしました。お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第7号を説明申し上げます。別冊となっております令和元年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算書(第1号)、これの1ページをお願いいたします。

議案第7号 令和元年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算(第1号)。

令和元年度埼玉中部資源循環組合の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,089万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,189万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページ、7ページをお願いいたします。補正予算の内容を目別に申し上げます。6ページは歳入になります。5款1項1目繰越金1,089万9,000円の増は、前年度の繰越金の額の確定によるものです。

7ページは歳出になります。2款1項1目一般管理費1,089万9,000円の増は、財政調整基金への積み立てを増額するものです。

以上で、議案第6号、第7号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○小宮 榮議長 次に、議案第8号について、栗林一之会計管理者。

[栗林一之会計管理者登壇]

○栗林一之会計管理者 それでは、議案第8号 平成30年度埼玉中部資源循環組合一般会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元にごございます別冊の埼玉中部資源循環組合平成30年度一般会計歳入歳出決算書をご用意いただきたいと存じます。埼玉中部資源循環組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書により、収支の状況を歳入から申し上げます。

10ページ、11ページをお開きいただき、歳入合計欄をごらんいただきたいと存じます。当初予算額8億1,900万円の議決をいただいた後、補正で減額し、最終予算額は5億4,180万7,000円となりました。調定額及び収入済額は5億4,181万6,033円で、不納欠損額及び収入未済額はございませんでした。

歳入の主なものを申し上げます。8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。1款分担金及び負担金は、構成市町村の負担金として3億9,656万9,000円でございます。

2款国庫支出金は、循環型社会形成推進交付金で115万3,000円でございます。

4款繰入金は、財政調整基金繰入金が126万1,000円、施設整備基金繰入金が8,766万7,000円となっております。

5款繰越金は、前年度繰越金5,514万7,784円となっております。

以上が歳入についてでございます。

次に、16ページ、17ページをお開きいただきたいと存じます。歳出について申し上げます。下段の歳出合計欄をお願いいたします。支出済額は5億2,591万6,911円となり、執行率は97.07%でございます。1,589万89円が不用額となったものでございます。

歳出の主なものを申し上げます。恐れ入りますが、戻りまして、12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。1款議会費でございます。1節報酬は、22名の議員報酬400万1,903円でございます。

13節委託料は、会議録調製業務委託料で18万9,604円でございます。

次に、2款総務費でございます。2節給料は、特別職及び一般職員の給料で合計1,876万1,100円でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。13節委託料は、例規データベース更新業務委託料12万9,600円などがございます。

14節使用料及び賃借料は、複合機リース料59万9,418円などがございます。

25節積立金は、財政調整基金へ1,897万3,705円の積み立てをしております。

次に、3款事業費でございます。

2節給料は、一般職員の給料1,360万4,400円でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。13節委託料は、技術支援業務委託料756万円、建物調査積算業務委託料493万4,520円、環境影響評価業務委託料2,305万4,760円、事業者選定支援業務委託料97万8,804円などがございます。

25節積立金は、施設整備基金として3億9,577万8,840円の積み立てをしております。

以上が歳出についてでございます。

次に、18ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は5億4,181万6,000円、歳出総額は5億2,591万7,000円でございます。歳入歳出差引額は1,589万9,000円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額も同額の1,589万9,000円となっております。

次に、19ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。公有財産及び物品につきましてはございませんでした。

基金につきましては、財政調整基金として、現金にて8,579万7,783円を管理してございます。施設整備基金として、7億7,711万2,806円を現金にて管理してございます。

以上で、議案第8号 平成30年度埼玉中部資源循環組合一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

なお、主要な施策の実績報告書をお手元に配付させていただきましたので、ご参照いただき、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○小宮 榮議長 ここで、議案第8号について、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

加藤正雄監査委員。

〔加藤正雄監査委員登壇〕

○加藤正雄監査委員 議長のお許しをいただきましたので、平成30年度埼玉中部資源循環組合一般会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

これらの審査に当たりましては、去る6月25日に、江森誠一監査委員とともに埼玉中部資源循環組合相談室において、関係者の出席を求め、これを実施いたしました。

その結果であります。管理者から送付された決算書及び附属書類等は、いずれも法規に基づき適正に作成されており、計数については誤りはなく、適正に処理されていることを認めました。一部に執行率の低い経費が見受けられますが、適切な積算による予算措置と計画的な執行に努めるよう要望いたします。

平成31年3月には事業用地の都市計画決定が告示されました。事業の進捗に伴い予算規模も大きくなり、地方債の借入れなども当初予算で予定されているので、さらなる財務管理が必要となります。また、今後も組合の歳入は構成市町村からの負担金が主たる財源であることに変わりはなく、施設建設時に過度な負担とならないように構成市町村の負担平準化の観点から施設整備基金への計画的な積み立てを行っていることは評価できます。事務事業を進める上では、一層の構成市町村の負担軽減に資するような国や県からの交付金及び地方債の財源の確保を図るよう要望いたします。

今後も、予算執行に当たっては、効率的、効果的に取り組まれ、正確な会計処理を行うとともに、組合事業の円滑な推進のために、さらに努力されることを要望し、意見いたします。

なお、詳細につきましては、決算審査意見書としてお手元にご送付申し上げますので、ご高覧の上、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

○小宮 榮議長 次に、議案第9号について、藤倉聡事務局長。

〔藤倉 聡事務局長登壇〕

○藤倉 聡事務局長 議案第9号を説明申し上げます。

議案書の15ページをお願いいたします。議案第9号は、埼玉中部資源循環組合監査委員（議員選

出)の選任についてです。

埼玉中部資源循環組合監査委員(議員選出)に次の者を選任いたしたく、埼玉中部資源循環組合規約第14条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

住所は滑川町大字羽尾1159番地3、氏名は上野廣議員、生年月日は昭和22年1月21日生まれの方です。

提案理由です。監査委員、江森誠一議員が令和元年8月1日をもって辞職されたため、後任として上野廣議員を選任いたしたく、議会の同意を求めためこの案を提出するものです。

なお、17ページ、上野議員の主な経歴を記載しております。

以上で議案第9号の説明とさせていただきます。

○小宮 榮議長 以上で各議案等に対する細部の説明は終了いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 これより日程に従い、議案等の審議に入ります。

初めに、議案第6号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第7号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第8号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

◎議案第9号の質疑、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第9号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

議案第9号は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

また、上野議員は自身の採決でありますため、一時退席をお願いいたします。

〔8番 上野 廣議員退席〕

○小宮 榮議長 これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することと決定いたしました。

ここで、上野議員の入場をお願いいたします。

〔8番 上野 廣議員入場〕

○小宮 榮議長 上野廣議員に申し上げます。

ただいま採決をいたしましたところ、監査委員の選任同意については、同意することに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

◎監査委員就任の挨拶

○小宮 榮議長 ここで監査委員に決定いたしました上野議員から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔8番 上野 廣議員登壇〕

○8番 上野 廣議員 皆さん、改めましておはようございます。

議席番号8番の滑川町の上野廣です。このたびは監査委員にご同意を賜りまして、まことにありがとうございます。

加藤監査委員とともに、適正な事務の執行が図られるよう職務を遂行してまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻、ご協力をお願い申し上げまして、簡単でございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○小宮 榮議長 以上で、定例会に付議された議案に対する議事は全て終了いたしました。

◎一般質問

○小宮 榮議長 次に、日程に従い、一般質問を行います。

16番、戸谷照喜議員。

〔16番 戸谷照喜議員登壇〕

○16番 戸谷照喜議員 それでは、一般質問をいたします。内容につきましては、お手元に通知してございますので、ごらんいただければありがたく存じます。

初めに、和解条項に対する認識をお聞きしたいと思います。1番に、協定や覚書との違いはどのようなのか。

そして、2番目には、この和解条項についての討議経過は一度もありません。

そして、3番目には、その無責任性と連帯責任性を問いたいと思います。

4番目には、行政側の住民に対する裏切り行為は明白であります。

そして、5番目には、それ以前に行政として、また人間として倫理性が厳しく問われている問題だということを指摘せざるを得ません。かつて自殺者まで出した住民の苦悩がわかっていないというふうに私は思っております。

そして、2番目には、現在の大串中山在の建設予定地は当初から除外すべきであったわけです。当初から除外すべきものをなぜ除外しなかったのか。これを候補地に入れて検討したというところに大きな誤りがあったわけです。これについての反省を求め、同時に、これについて、私は訂正をしていただきたいと思います。

3番目には、平成24年の11月26日に関係市町村連絡会議で、前管理者、吉見町長がもたらした独断専行による重大な誤りと、これをとめられなかった副管理者の皆さんの連帯責任性を私は問いたいと思います。

そして、4番目には、要望書は拒否すべきものでした。要望書が出てきても、あそこは建てられない場所です。ですから、その要望書は一切受け付けられません、こう言うべきだったものを、それをまざまざと受け取ってしまっている。ここに大きな誤りが存在しています。

そして、5番目には、行政側の所業は住民に対する重大な完全な背信行為であります。住民に謝罪して、建設計画を白紙に戻して撤回をしていただきたいと思います。

大きな2番目としては、この土地、大串中山在にあくまで固執する理由、その根拠を厳しく問いたいと思います。さきの吉見町議会の一般質問で、このことについて再三問いましたけれども、裁判中なので、係争中なので、答えられないというのが吉見町町長の答えでありました。こういった詭弁とうそは、地方自治体にとって自殺行為であるというふうに私は確信しています。住民を裏切ったあげく、裁判まで受けて立つ、その傲慢さを恥と思わないのかどうか。私は行政の責任者に厳しく問いたいと思います。法律的にも、地方自治法、民法、それから刑法に各条項に抵触しております。そして、行政側の主張は別の裁判で半ば破綻をしています。いつまで裁判を続けていくのか。場合によっては控訴、上告もあるのか。この別の裁判というのは、大変恐縮なのですが、これは前町長と私が行ったさいたま地裁における裁判ですけれども、まさしくこれの是非をめぐっての裁判でありました。私に対して、うそを言ったということで1,100万円の慰謝料を請求しましたけれども、裁判所はその不当性について指摘をさせていただいて、棄却をされました。そういった経過もご存じだと思いますけれども、非常にこれは司直の司法の場所をもう既に通り抜けているにもかかわらず、なおかつ固執をしていると。その理由がわかりません。

そして、最後に、予定地が最も不適地である。この幾多の理由をもう既に何回か指摘しております。ハザードマップで、あそこは直近では昭和22年に大洪水に遭っている土地です。昭和天皇も舟に乗って視察に来ております。そういう不適地に再び建設をするのかと。こういった異常な神経を私は改めて問いたいと思います。

以下、質問席で質問いたします。

○小宮 榮議長 戸谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 それでは、戸谷議員の質問に答弁を申し上げさせていただきます。要旨が多岐にわたっていますので、総じて答弁を申し上げます。

初めに、和解条項に対する認識を問うについてですが、和解条項は一般の協定や覚書と異なり、あくまで訴訟上の手続となります。当該和解条項は、昭和61年2月25日に当事者間で成立したものであり、その後、埼玉中部環境保全組合の管理運営の中で実践されていると伺っております。

また、住民の皆様から行政に対して提出される要望書は、その内容が要望書として認められるものであれば、受理することが一般的であると考えます。

埼玉中部環境センター建設の折は、大変厳しい状況があったと認識しております。引き続き、地元との合意形成を図りつつ事業を進めてまいります。

そのほかのご質問については、裁判にかかわる事項などでありますことから、答弁は控えさせていただきます。

次に、大串中山在にあくまで固執する理由、根拠についてですが、裁判にかかわる事項でありますので、答弁は控えさせていただきます。

また、裁判に関することは答えられないと申し上げている件についてでございますけれども、裁判中の事項については、裁判の枠組みの中でやりとりを行うことが大原則であり、また情報公開制度の視点からも、裁判に影響を及ぼすおそれのある情報については非公開となっていることから、弁護士と協議の上、こういった対応をさせていただいております。

以上でございます。

○小宮 榮議長 戸谷議員。

○16番 戸谷照喜議員 私は、こういう管理者の答弁しか聞けないというのは非常に残念です。先ほども言いましたように、管理者と、あと8人の副管理者の皆さんがいらっしゃいますので、私は実質的にはこの8人の副管理者の皆さんも同等の責任を負っていらっしゃるというふうに思っております。

管理者が今答えられたように、裁判中なので答えられないということなのですが、しかし裁判中だから答えられないのであれば、答えられる範囲で答えるのが議会に対する責任ではないですか。この質疑というのは3回しかできないという、こういう拘束がありますので、私は管理者に再びお聞きしても、また同様の答えが返ってくると思いますので、一番大手の東松山の森田光一副管理者にお聞きしたいと思います。

お聞きしたいことは、和解条項というのは十分ご承知だと思いますけれども、内容について説明をしていただきたいと思います。

そして、もう一点は、初めから中山在は除外すべきだというふうに思いますけれども、これについて、なぜ除外すべきだというふうにあなたはされなかったのか。

それで、この中山在に初めて決めるということを出したのは、平成24年11月26日、今から6年前です。関係市町村長連絡会議というところでは、東松山市長、桶川市長、北本副市長、滑川副町長、嵐山町長、小川町長、吉見町長、ときがわ町長、東秩父村長、この9名がいるところで決まったのです。それで、当時は桶川は岩崎市長さんだったです。場所について、前町長、管理者に聞いております。どういうふうになるのですか、決まっているのですかというクエスチョンをしております。これに対して、前管理者は、立地に関しては吉見町で検討したいと考えています。現在の中部環境

の付近とお考えいただきたいと思いますというふうに、はっきり言っているわけです。ここで、今の中山在にしますということを表明しているわけです。それで、ここで森田市長は何と言っているのかというと、新井町長より現在地は吉見町でとの強い決意のもとに早急に一部事務組合を立ち上げていただきたい、こういうふうにおっしゃっています。吉見町の強い決意が表明されたということで、エールを送っていらっしゃるわけです。これではいけないわけです。どうして建てていけないところに、管理者である新井さん建てるのですかと。そんな計画は無効ですということをおっしゃらなかったのですか。これは2番目にお聞きします。その連帯責任性を私は管理者と同様に聞きたいと思います。

とりあえずこれだけ答えてください。

○小宮 榮議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○小宮 榮議長 会議を再開いたします。

戸谷議員の質問に対して答弁を求めます。

副管理者。

○森田光一副管理者 16番、戸谷議員の再質問にお答えいたします。

2点のご質問いただいたと思いますが、1点目、和解条項を承知しているかという件についてですが、承知しております。和解条項の内容につきましては、これも裁判にかかわることになりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

また、2点目、中山在地区に前管理者が建設予定地を候補地として進めるというお話を平成24年11月26日の会議で表明をされたことについての議事録につきましては、そのように発言をしておりますし、またこの件につきましても、裁判にかかわることでありまして、影響を与えることにもなりますので、答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。

以上です。

○小宮 榮議長 戸谷議員。

○16番 戸谷照喜議員 この議会は30分しか質問時間がないというので、非常に残念なのですが、答弁含めてコンパクトに進めざるを得ないということがあります。

それで、今、森田副管理者から回答をいただいたのですが、基本は裁判に拘束されるなんていうことはあり得ないです、議会が。議会より裁判が大事なのですか。議会ですよ。裁判に先行して議会での発言をやっぱり重視してもらわないと、これは管理者としての資格が問われます、はっきり申し上げて。こんなこと言って、裁判、裁判と言って、では議会どうするのですか。議会、空洞化してしまいます、こんなことやっていたら。そうではないですか。

それで、和解条項、承知していらっしゃるということなのですから、和解条項というのは、これはちゃんと民法の695条というところに書いてありますけれども、判決と同じ意味を持っているのです、判決と。判決というのは、いろんな法律の集積です。もちろん憲法含めて、いろんな法律の集積で判決というのはあるわけです。判決と同じ重みを持っているわけです、この和解条項というのは。それをないがしろにしているのです、ないがしろに。

それで、あなたもずっと副管理者でやってこられておりますけれども、真面目にこれについての討議っておりますか。やっていないでしょう。私、平成23年からの重要な議事録を持っています、ここにこれだけ。議事録、これ全部。その中でも一度もないです。それらしき発言を誰かしていますけれども、真面目に、では、和解条項についてどうしましょうかという議題にも上がっていない。真面目に討議、一度もしていない。こんなばかなことがありますか。根幹中の根幹です、和解条項は。約束事ですから。これは裁判所が入ってというだけの話ではないです。これは公序良俗に反しますよ、公序良俗に。こういった重要な決まり事、約束事を平気で行政が破ると。こんなことしていたら、子供の手前だってないです。教育どころの話ではないです。うそをついて平気。こんなことは一部事務組合として、ましてや、まかり通らせるなんていうことは許されません、これは。一自治体の場合ではないです。9自治体が一緒になってやっているのです。皆さん、みんな同じように責任あるわけです。8市町村の皆さん。平気でいらっしゃるようですけれども、お顔が。そうではないです。みんな平等の責任を持っていらっしゃるのです。これについて、何で一度も真剣に討議しないのですか。これを脇っちょに置いて、どんどん、どんどん事務作業ばかり進める。既成事実だけ積み上げようとする。既成事実を積み上げて、和解条項はほごにして、それで何とか建築に持っていこうと、こんな魂胆があるのではないですか。もう見え見えです。そんなことは絶対許されません。初めに言っていますように、ここは三十数年前に自殺者まで出しているのです、この問題で。今ある焼却場の問題をめぐって。二度とここには建てませんという約束をしているわけです、行政と地元で。それを平気で破っているわけです、平気で。

それで、言いますけれども、恐縮ですけれども、私、前の町長とも裁判の中で、5回目で判決が出ました。森田市長にも、私、この判決文、上げたと思いますけれども、お読みになっていらっしゃるかどうか分かりませんが、判決の中で一番重要な観点を裁判所は指摘しているのです。行政側は、保全組合と資源循環組合は別団体だから、特に資源循環組合についてはこの和解条項を守る必要ありませんという一弁護士の進言をもとに判断しているわけです。この弁護士の判断も決定的に間違っています、これは。弁護士だって人間ですから、それは間違い幾らでもあります。間違いです、弁護士の。

それで、判決はこういうふうになっているのです。環境保全組合と資源循環組合は実質的に同一である。本件和解に拘束されるとの考えは十分成り立ち得るもの、こういうふうには判決文で書かれているのです。つまり別団体ではないのです。名前は変わったけれども、保全組合と循環組合は同

じなのです、実質。それが一番大きな証拠は、管理者がずっと同じだということです。管理者も同じですし、森田市長さんもずっとやっけてられています。責任問題は同じです。裁判のほうで、第一審でこういうふうな判決が出ているのです。和解条項を守らないというのは、資源循環組合にとってもだめですと、端的に言って。そういうふうに裁判所が認めているわけです。それであるにもかかわらず、なおかつ、ここに固執していくと。その意味がわからないわけです。

それで、正副管理者会議では、住民の皆さんの合意がとれなければ進めない、進められないというような意味合いの討議もしていらっしゃいます。それは全く当然のことです。住民の合意のないものを強引にやるなんていうのは、これは民主主義ではないです。今の沖縄の辺野古の問題と同じです。住民がみんなだめだと言っているのに、政府のほうが強制的に辺野古でなければだめだと言ってやっているのと全く同じです。

それで、理由が、あそこに固執する理由が言えない。裁判があるから理由が言えない。こんなふざけた話、ないです。理由が言えない。確かに評価点の中で48点で一番高いです。だけれども、その理由も言っていない。ただ、うやむやに、一番高いのだからと。それは、先ほど言った平成24年の連絡会議で前町長がここにしますというふうに言ってしまったからです。それがひとり歩きした結果、ずっと今日まで来ているわけです。

それで、この合意というのは非常に大事なことで、私は地元の合意がなければ建設をすべきではないと思います、本当に。地元というのは、あの地域だけではないです。基本的には吉見町全体です。吉見町の皆さんの了解が得られないところに無理やり、皆さん、建設を強引にやられるわけですか。これについて、合意については、皆さん、そうは言っても、ご心配になっていらっしゃる気持ちもよくわかります。

それで、ことしの1月21日の正副管理者会議、皆さんの会議です。ここで桶川の小野市長さん、副管理者さんが、地元の合意形成が重要であることは十分認識しているということで、管理者に合意形成はどこら辺まで求めるのですかという質問をしていらっしゃいます。これについて、宮崎管理者は曖昧な返事しかしていらっしゃらないです、曖昧な。というのは、合意がとれなかったならば、あそこは諦めますと。地元の皆さんの合意がとれなかったら、あそこはやめますというふうに言うのが当たり前ではないですか。それを言を左右にして、ただ延ばしているだけです。こんな不誠実な態度は許されません、いずれにしたって。議事録を見ると、皆さんがよく検討されているのはわかります。だけれども、最終的な責任を持った議論をしていないです。一番大事なこと。民主主義の根幹は何ですか。地元でうそをついたり、裏切ったりするということは、これはもう致命的なことです、自治体にとって。これをやろうとしているわけです。これをやったら、どんな禍根を残すか。これは、9市町村の責任者の皆さん全体の責任です。

私は、そういう点から、ここは適地として見た場合でも、適地ではないです、いろんな面で。先ほど言いましたように、ハザードマップで、昭和天皇まで来て、その悲惨な状況を見ているわけで

す、昭和22年に。昭和3年にも大洪水がありました。まだボートを皆さん、あちらの方、持っていらっしゃると思います。またあるのではないかとって心配しています、実際に。いろんな面で、あそこは不適地です。旧建設省の指針にも反しているのです。学校があってはいけない。住宅があってはいけない。公園があってはいけない。そういうところに平気で建てて、また同じ過ちを繰り返そうとしているわけです。私は、そういう点から、この計画はもう一度白紙に戻して、それで9市町村なんて広域な焼却場ではなくて、これには根拠ないです。ただ単に補助金を得るために広域でくつついたにすぎないです、補助金を得るために。

今、世間は、自分のところを出したごみは自分のところで基本的には処理するようにしましょうというのが世間一般の考え方です、皆さんの。少なくとも隣近所の自治体同士でやりましょうと。コンパクトにやりましょうと。ごみは減っているし。それが一番いいということ言っているわけです。もう一度、森田さんと、それから小野さんに、私、この今の中山在が適地なのかどうか。そういう点で真剣にどこまで追及できるのか、お答えを願いたいと思います。

時間がもうないのであれですけども、私は白紙撤回に戻して、もう一度、一からやり直していただきたいと思います。これに対してお答えをお願いします。

○小宮 榮議長 管理者。

○宮崎善雄管理者 ただいま再度の質問を戸谷議員のほうからいただきました。森田副管理者と小野副管理者への質問であろうかというふうに思いますけれども、この議会の一般質問というのは、私も十分承知をしてございますし、戸谷議員の考え方をしっかりお話を聞きました。質問の内容が、本当に最後の部分だけですので、ぜひ一般質問のやり方についてもこれからご議論いただければというふうに思いますけれども、そういったことも含めまして、全てにおきまして、現在多くの訴訟を行われてございますので、提訴されておりますので、その中でいろんなことが明らかになるものというふうに思います。

以上です。

○小宮 榮議長 以上で戸谷議員の……

[何事か言う人あり]

○小宮 榮議長 3回という決まりがありますので、守ってください。

以上で一般質問は終了いたしました。

◎閉会中の継続審査の件

○小宮 榮議長 次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

議会運営委員長から、次回会期の日程等について閉会中に継続審査といたしたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり、次回会期の日程等について議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査事件とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○小宮 榮議長 以上で、令和元年第2回定例会の議事は全て終了いたしました。

議員の皆様には、重要案件について慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。心から厚く御礼申し上げます。

ここで、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

宮崎管理者。

〔宮崎善雄管理者登壇〕

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本日は、慎重審議の上、上程をいたしました議案、いずれも原案のとおり議決を賜り、まことにありがとうございました。本定例会を通しまして皆様方からいただきましたご意見につきましては、今後、組合事業に生かしてまいりたいと考えてございます。

ここで議員皆様にご報告をさせていただきたい事項がございますので、少々お時間をとらせていただきます。

去る7月13日に開かれました正副管理者会議で、私から副管理者の方々に、私の組合管理者としての去就について申し出をさせていただきました。それについて、議員の皆様にご報告を申し上げます。なお、本日この場をおかりして、その旨のご報告を申し上げることは、7月22日に開催の正副管理者会議の中で副管理者の方々にご承知をいただいております。

当組合は、平成25年3月26日、東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村の8団体で設置した埼玉中部広域清掃協議会を前身として、平成27年2月12日に組合設立許可を得て、同年4月1日に埼玉中部資源循環組合、当組合として設立し、同年12月1日に川島町が加入したものでございます。

当組合は、平成26年3月に出された新ごみ処理施設整備構想及びごみ処理基本計画に基づき、共同で可燃ごみを処理するため、新ごみ処理施設建設のための協議を行うとし、新施設の周辺には、新施設の供給するエネルギーを活用して健康を増進し、健康長寿に寄与する施設、地域の産業振興に資する施設等を整備し、新施設の建設と周辺施設整備をあわせて一般廃棄物処理熱回収施設等整備事業として一体的に取り組み、地域おこしと地域づくりを進めるものとされました。そして、一般廃棄物処理熱回収施設等整備事業は、適宜情報公開するなどして住民の方々とともに進めるとともに、構成市町村との緊密な連携のもと、住民生活に真に必要な施設を最も効率的かつ経済的な手

法で実施し、地域おこしと地域づくりを推進することとされたものです。

川島町を除く構成市町村は、平成26年12月25日、当組合の設立を前にして協定書を締結し、一部事務組合を設立すること、当該組合と構成団体の協議事項を新ごみ処理施設整備構想に掲げる周辺関連施設の整備及び維持管理に関する事項及び組合が建設するごみ処理施設周辺地区内において吉見町等が新ごみ処理施設等整備事業推進のために行う地域環境整備事業に関する事項とすることと協定しました。

吉見町においては、新井前町長から新ごみ処理施設の周辺には新施設の供給するエネルギーを活用した施設等を整備することとし、これらを一体として進め、地域おこしと地域づくりを行う旨の説明が繰り返しなされておりました。ところが、新施設の供給するエネルギーを活用した施設等、以下付帯施設と言いますが、施設の建設運営等に関する具体的な協議は、組合設立後、平成29年8月29日まで行われず、その後、令和元年5月23日まで、10回の会議が開かれましたが、付帯施設の建設を組合とし、建設にかかわる負担割合を本体の建設費と同じ割合、均等割100分の10、人口割100分の90にすることで意見がまとまったものの、付帯施設の運営者については、建設の目的を主に地元対策としていることから、建設と同様に組合にすべきであるとの意見と、主に吉見町の住民が利用する施設であることなどから、運営は吉見町とすべきであるとの意見が出され、付帯施設運営に係る費用負担の割合については意見の一致を見ないまま、現在に至っております。

一方、当組合としては、地元住民の合意形成を図るため適宜地元説明会を開催し、地元地域事業推進連絡会議設置に向けた準備会を2回開催しましたが、建設可能な付帯施設の概要及び付帯施設の運営費の負担割合が決まっていないため、説明会を開いても何ら説明することができず、その後の進展はございません。

本職は、吉見町長に就任して当組合の管理者になったのは、平成29年5月であり、その時点では付帯施設について具体的な協議がなされておりました。本職は、新ごみ処理施設と付帯施設の建設と運営は、これを一体として推し進めなければ地元住民の同意が得られないために、当組合を構成する2市6町1村による付帯施設の運営費の負担について合意形成を図ろうとしましたが、吉見町と桶川市、川島町を除く6市町村は、利用者のみの負担とすべきであるとの意見で譲らず、副市町村長会議の協議においては、各構成市町村は自治体としての考えをまとめてきているので、持ち帰って再度検討しても変化はない、これ以上副市町村長で協議しても、時間的な制約がかなり難しい状況にある旨の発言がなされ、これに対して明確に反対する発言もなされなかったことなどを踏まえると、吉見町の同意を得ることは困難であると判断しました。

新ごみ処理施設の建設は付帯施設の建設及び運営と一体であり、これを切り離して行えば、地域おこし、地域づくりを期待していた吉見町民の期待を裏切る結果となります。当組合の多数の意見と吉見町の意見とが真っ向から衝突し、調整することが極めて困難な状況にあつては、本職の組合代表者としての職責と吉見町長としての職責が相反するため、辞任やむなしと決断に至った次第で

ございます。

以上が申し出の趣旨でございますけれども、この申し出をさせていただきました本日までということで、管理者の職を継続をいたしました。私自身、今後は施設を建設する地元の副管理者として組合事業に努めてまいりたいというふうに考えています。

なお、後任につきましては、この後、臨時の正副管理者会議を開催して協議をしていただく予定でございます。決まりましたら報告をさせていただきます。

以上、時間をいただきました。大変申しわけありませんでした。お礼を申し上げます。

なお、暑い日が続きますけれども、どうかご自愛をいただき、それぞれの立場でご健勝にてご活躍を期待します。

以上です。

〔議長、議事進行〕という人あり〕

○小宮 榮議長 5番。

○5番 相馬正人議員 5番、相馬正人です。

ただいま管理者の挨拶についての一部について、お尋ねさせていただきます。桶川市は、皆様のご存じのように、ことし3月に市内にありました焼却施設が稼働を停止して、4月より他市や民間施設に焼却を依頼している状態であります。私自身も市を代表して、一刻も早く、この中部資源循環組合での新しい焼却施設の稼働を希望しております。

そんな中、ただいま管理者から、管理者を辞任する旨のお話があったのですが、発言に関しては、7月22日の正副管理者会議での同意をいただいているということですが、辞任に関して、全ての副管理者からの同意をいただいた上での辞任発言ということではよろしいのでしょうか。

もう一点ですが、また、この時期に管理者が辞任しなければならないということは、この埼玉中部資源循環組合の運営、新焼却施設の建設がスムーズに進んでいない状況と理解してもよろしいのでしょうか。

私ども桶川市は、先ほども述べましたように、既に自前での焼却施設がなく、年間数億円もの税金をごみの焼却費用として支出しなければならない状態となっており、これ以上のスケジュールのおくれは市民への説明が必要となってきますので、ただいまの管理者の発言についての真意をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○小宮 榮議長 この質問に対して、皆さんにお諮りしますが、一旦、この会議は閉じておりますが、質問に対して答弁していいですか。

〔何事か言う人あり〕

○小宮 榮議長 みんなに聞いているのです。あなたに聞いているのではないのだ。

どうですか。

〔何事か言う人あり〕

○小宮 榮議長 こういう管理者がやめるというのも、全国的に珍しいと思うのです、途中で。

〔何事か言う人あり〕

○小宮 榮議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時53分

○小宮 榮議長 会議を再開いたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 それでは、私の閉会の挨拶の中でのことについてご質問をいただきました。

趣旨については、申し述べさせていただいたとおりでございます。桶川市の状況についても当然把握をしている状況です。しかしながら、先ほど言ったように、地元として地元の合意形成を得るために今まで進めてまいりましたけれども、特に先ほど申したとおり、余熱利用付帯施設と呼ばせていただきますけれども、付帯施設の議論が、組合設立後、全然なされていなかった。そういったことから、新たに正副管理者会議で一つ一つもう一度確認をしながら決めようということで、7項目設定をさせていただきました。しかしながら、先ほど申したとおり、正副管理者会議というのは、常日ごろ、頻度よく、頻度、余りできませんから、副市町村長会議で議論をしていただくということで結論に至って協議をしていただきました。しかしながら、先ほど言ったように、負担割合の関係では利益相反に値をしておりますので、これ以上意見をまとめる立場は、私は吉見町の利益を追求したい、吉見町を守るという立場でございます。

それと、管理者を辞任してもいいのか。同意はどうかという、これは正副管理者会議の中でも出ましたので、しっかり弁護士の方に確認をさせていただきましたけれども、規約の中では、管理者を互選で選ぶことにはなっていますけれども、そういう結果の中で辞任をすることに関しては同意が必要でないということも確認をとってございます。なお、この後にしっかり次の後任の方々を互選で選んで、皆さん方にご報告はさせていただきたい。それぞれの市町村がそれぞれの考え方というはおありでしょう。そういった中で、避けて通ってはいけないものをしっかり議論をしなければ、これ以上、期限を幾ら決めても、どんどん先送りになってしまうような気がしています。

答えになっているか、わかりませんが、以上でございます。

○小宮 榮議長 以上で本日の会議を閉じます。

〔何事か言う人あり〕

○小宮 榮議長 はい。

○20番 岩田鑑郎議員 20番の岩田です。

どのような形で報告されるのでしょうか。後継者について報告するという答弁ですけれども、どういう形でされるのでしょうか。

○小宮 榮議長 管理者。

○宮崎善雄管理者 今の時点で、いつということはないですけれども、決まり次第、きちんとした形で報告はさせていただきたいというふうに思っています。

〔「どのような形で」と言う人あり〕

○宮崎善雄管理者 管理者が誰に決まったということはきちんと報告するべきだというふうに思っています。

以上です。

○小宮 榮議長 決まり次第、組合議員に報告をお願いします。

はい。

○4番 江森誠一議員 江森です。

それは臨時議会を開いて報告をするということですか。

○小宮 榮議長 管理者。

○宮崎善雄管理者 先ほどそちらで登壇をしたときに話しましたが、管理者については議決案件ではなくて、正副管理者の互選でございますので、これは報告になろうかというふうに思います。

以上です。

〔「その報告はどのように……」と言う人あり〕

○宮崎善雄管理者 口頭というよりも文書でしっかりとした各議会に送るべきだというふうに思っています。組合の議員さんにも当然ですけれども、各構成市町村にも報告をする予定です。

以上です。

〔「期限を区切って報告。いつまでに報告……」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 管理者。

○宮崎善雄管理者 組合の規定の中には、管理者に事故あったとき、あるいは欠けたときにはということで順位決定がなされてございます。仮に、これから正副管理者会議をお願いしますけれども、その中で当然決まるまでの間は、その規定の中で順位決定がなされてございますので、正式決定まではその職務代理の方に行っていただいて、それが期限を切ってというか、当然空白になりますので、早目にこれは決めていきたい。ですから、本日臨時に正副管理者会議もお願いをしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○小宮 榮議長 いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 以上で本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○小宮 榮議長 これをもちまして、令和元年第2回埼玉中部資源循環組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時58分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年8月9日

臨時議長 戸谷照喜

議長 小宮榮

署名議員 岩田鑑郎

署名議員 百瀬浩子